

平成19年度大分市決算に係る健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	12.0	145.1
(11.25)	(16.25)	(25.0)	(350.0)

備考 1. 表中「-」は、当該比率がない(赤字額がない)ことを示しています

2. 括弧書きは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく早期健全化基準を示しています

【4つの指標の説明】

実質赤字比率 : 福祉、教育、まちづくり等を行う大分市の一般会計等の赤字額の標準財政規模に対する比率で、大分市の財政運営の深刻度を示すもの

連結実質赤字比率 : 全ての会計の赤字や黒字を合算した、大分市全体としての赤字額の標準財政規模に対する比率で、大分市全体の財政運営の深刻度を示すもの

実質公債費比率 : 地方債の返済額やこれに準じる支出額の標準財政規模に対する比率で、大分市の資金繰りの危険度を示すもの

将来負担比率 : 大分市の一般会計等の地方債や将来支払っていく負担の残高の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの

標準財政規模・・・その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示すもの

平成19年度大分市決算に係る資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	-	20.0
国立公園高崎山自然動物園事業特別会計	40.7	20.0
公共下水道事業特別会計	-	20.0
公設地方卸売市場事業特別会計	-	20.0
農業集落排水事業特別会計	-	20.0

備考 1. 表中「-」は、当該比率がない(資金不足額がない)ことを示しています

資金不足比率の説明：公営企業の赤字額の、料金収入等の収益に相当する事業規模に対する比率で、経営状況の深刻度を示すもの

なお、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により経営健全化計画の策定等が義務付けられますが、この規定は平成20年度決算から適用されることとなっています。